

三木市立小中学校の学校再編に関する 実施方針

令和元年 10 月 3 日
(令和2年2月18日一部改定)
(令和3年1月20日一部改定)

三木市教育委員会

目 次

はじめに 学校再編の背景と目的	1
第1章 学校規模・学校配置の現状と課題	2
1 学校規模の推移	2
(1) 現在（令和元年度）の学校位置	
(2) 現状の児童生徒数等	
(3) 児童生徒数の人口推移	
2 三木市の子どもの人口予測	5
第2章 国の学校規模・学校配置の基本的な考え方	6
1 国や法令等による適正規模の考え方	6
(1) 学級数の標準	
(2) 小規模校の影響	
(3) 過小規模校の影響	
(4) 望ましい学級数の考え方	
2 国や法令等による適正配置（通学条件）の考え方	7
(1) 通学距離による考え方	
(2) 通学時間による考え方	
3 統合等により期待される効果（過去の統合事例から）	8
(1) 児童生徒の学習上の効果	
(2) 児童生徒の生活上の効果	
(3) 指導体制・方法上の効果	
4 学校規模適正化に係る配慮について	8
(1) 教育的な観点	
(2) 地域コミュニティとの関係性	
第3章 三木市における学校規模・学校配置の考え方	9
1 学校再編の基本的な考え方	9
2 三木市のめざす適正規模、適正配置	9
(1) 適正規模	
(2) 適正配置（通学条件）	
3 三木市の学校の現状	10
4 喫緊の課題への対応	11
(1) 志染中学校	
(2) 星陽中学校	
(3) 吉川4小学校	
(4) 統合実施計画表	
第4章 小中一貫教育の導入及び推進	13
1 国の小中一貫教育の考え方	13
(1) 小中一貫教育とは	
(2) 小中一貫教育が求められる背景・理由	
(3) 小中一貫教育の特徴	
2 三木市のめざす小中一貫教育	14
(1) 小中連携教育から小中一貫教育へ	
(2) 施設一体型の小中一貫教育を行う学校づくり	
(3) 5つの校区に再編するイメージ図	
3 その他の研究課題	16
(1) コミュニティ・スクール	
(2) 小規模特認校	
おわりに 学校教育の将来を見据えて	17
参考資料 学校再編検討会議 提言書（令和元年8月22日）	
学校再編検討会議 提言書（令和2年1月20日）	

はじめに 学校再編の背景と目的

グローバル化や絶え間ない技術革新等により、社会全体が急速に変化しており、将来の予測が困難な時代となっています。

また、子どもの出生率の低下が続き、人口減少社会へと進む中、少子化に対応した学校規模の適正化は全国的な課題となっており、文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」を平成27年1月に策定しました。

本市では、「ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材の育成」を基本理念とした教育を進めてまいりました。今後も、これまでに培ってきた学力向上に向けた取組や人権教育をはじめとする心の教育を継承しつつ、これからの社会の変化に柔軟に対応し、自ら考え、自ら判断し、自ら行動する資質や能力を育むため、「生き抜く力を育む教育」を推進していきます。

現在三木市内には、小学校16校、中学校8校、特別支援学校1校があり、多くの学校で児童・生徒数が減少しています。国立社会保障・人口問題研究所によると、2045年には三木市の5歳から14歳までの人口が合計約3000人になると予想され、2015年と比べると、約54%減となる可能性が指摘されています。とりわけ、志染中学校区、星陽中学校区、吉川中学校区は小規模化が進み、教育活動への制限が多く見られ、早急な対応が必要であると考えます。

平成27年8月に開催した総合教育会議において、学校の適正規模・適正配置について協議が開始され、平成29年3月には、学識者や地域代表、保護者、学校関係者を委員として、学校環境あり方検討会議（現：学校再編検討会議）を組織し、三木市の学校のあり方について本格的な協議を開始しました。また、保護者や地域の方のご意見をお聴きする「地域部会」を発足させ、保護者や地域の代表者による意見交換や議論も重ねました。

学校再編検討会議では、計9回の審議を経て、令和元年8月22日に「三木市の学校再編について」の提言書を策定し、教育委員会に提出されました。

三木市教育委員会では、学校再編検討会議が示した提言書の内容を尊重しながら、喫緊の課題とされる学校の統合や小中一貫教育を行う学校への再編について協議を重ね、これからの三木市の学校のあり方の羅針盤となる「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」を策定いたしました。今後も児童・生徒数の減少が予想される中、三木市では、これまでの「小中連携教育」の取組の成果を十分に活用しながら、より効果の高い施設一体型の「小中一貫教育」を目標として、調査、研究、検討を進めてまいります。

令和元年10月3日

三木市教育委員会

第1章 学校規模・学校配置の現状と課題

1 学校規模の推移

(1) 現在（令和元年度）の学校位置

三木市には、酒米山田錦をはじめとする稲作地帯が広がるほか、西日本で一番多い25のゴルフコースが点在しています。市の南西部には古くから金物産業で発展した市街地があり、南部には約50年前から開発が始まった住宅地があります。同じ市内であっても、異なる地域性があり、その中に小学校16校、中学校8校、特別支援学校1校の計25校を設置しています。

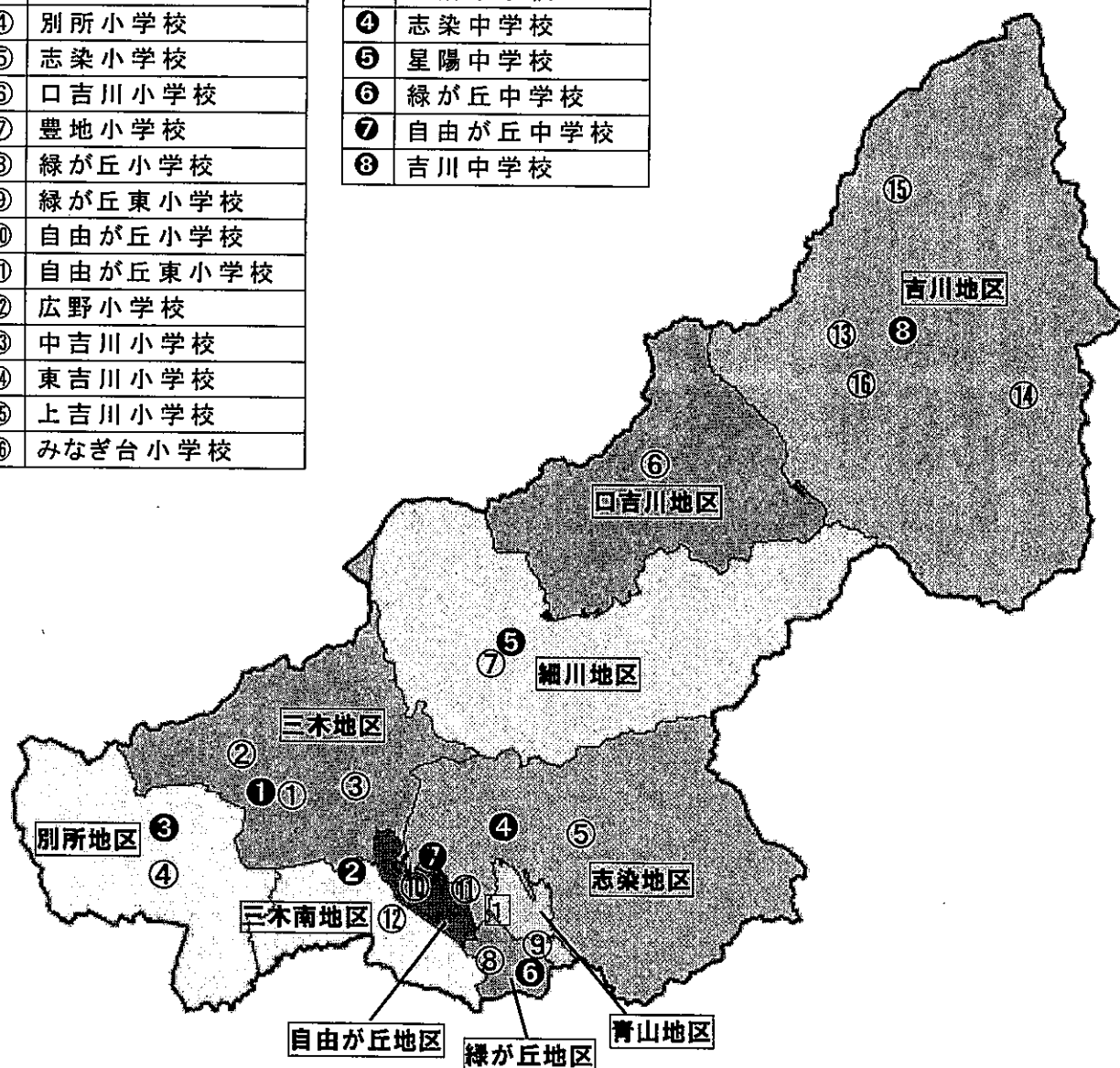
市街地や住宅地には、適正規模とされる学校がありますが、それ以外の多くは小規模な学校です。

図表1 学校名及び学校位置

小学校	
① 三樹小学校	
② 平田小学校	
③ 三木小学校	
④ 別所小学校	
⑤ 志染小学校	
⑥ 口吉川小学校	
⑦ 豊地小学校	
⑧ 緑が丘小学校	
⑨ 緑が丘東小学校	
⑩ 自由が丘小学校	
⑪ 自由が丘東小学校	
⑫ 広野小学校	
⑬ 中吉川小学校	
⑭ 東吉川小学校	
⑮ 上吉川小学校	
⑯ みなぎ台小学校	

中学校	
① 三木中学校	
② 三木東中学校	
③ 別所中学校	
④ 志染中学校	
⑤ 星陽中学校	
⑥ 緑が丘中学校	
⑦ 自由が丘中学校	
⑧ 吉川中学校	

特別支援学校	
① 三木特別支援学校	



第1章 学校規模・学校配置の現状と課題

(2) 現状の児童生徒数等

令和元年度の児童生徒数は、小学校3,587人（前年度比－67人）、中学校1,902人（同－14人）、特別支援学校19人（同＋3人）となっています。

図表2 児童生徒数及び学級数

学校名	児童生徒数 (単位:人)							学級数 (単位:クラス)								
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	複式	計	特別支援
三樹小	59	56	45	45	58	60	323	2	2	2	2	2	2		12	2
平田小	80	75	59	40	64	59	377	3	3	2	2	2	2		14	2
三木小	46	55	46	52	44	53	296	2	2	2	2	2	2		12	3
別所小	45	57	49	48	50	58	307	2	2	2	2	2	2		12	2
志染小	6	10	12	9	14	4	55	1	1	1	1	1	1		6	1
口吉川小	16	7	13	14	11	9	70	1	1	1	1	1	1		6	1
豊地小	6	12	9	4	9	9	49	1	1	1	●—●	1	1	1	5	1
緑が丘小	56	57	58	53	51	47	322	2	2	2	2	2	2		12	3
緑東小	65	74	72	71	70	64	416	2	3	3	2	2	2		14	3
自由小	67	83	74	68	71	82	445	2	3	3	2	2	2		14	2
自由東小	48	45	43	59	44	48	287	2	2	2	2	2	2		12	3
広野小	67	61	61	64	86	83	422	2	2	2	2	3	3		14	2
中吉川小	5	14	10	14	16	15	74	1	1	1	1	1	1		6	2
東吉川小	10	9	6	16	11	11	63	1	1	1	1	1	1		6	1
上吉川小	3	9	3	6	4	7	32	1	●—●	●—●	●—●	1	2		4	1
みなぎ小	5	8	8	5	13	10	49	1	1	●—●	●—●	1	1	1	5	1
合計	584	632	568	568	616	619	3587	26	27	25	22	24	26	4	154	30
三木中	130	122	109				361	4	3	3					10	1
三木東中	131	126	134				391	4	4	4					12	2
別所中	54	44	57				155	2	2	2					6	3
志染中	17	18	11				46	1	1	1					3	
星陽中	16	20	14				50	1	1	1					3	
緑が丘中	137	114	141				392	4	3	4					11	3
自由中	125	122	143				390	4	4	4					12	2
吉川中	39	33	45				117	1	1	2					4	2
合計	649	599	654				1902	21	19	21				0	61	13
特支 小学部		2		3	1		6		1		1			1	3	
特支 中学部	5	3	5				13	1	1	1				1	4	

※ 児童生徒数は、学校基本調査による。(令和元年5月1日現在)

※ 児童生徒数は、通常学級及び特別支援学級の人数を合計した数とする。

※ 図表中の「●—●」は、複式学級を表す。

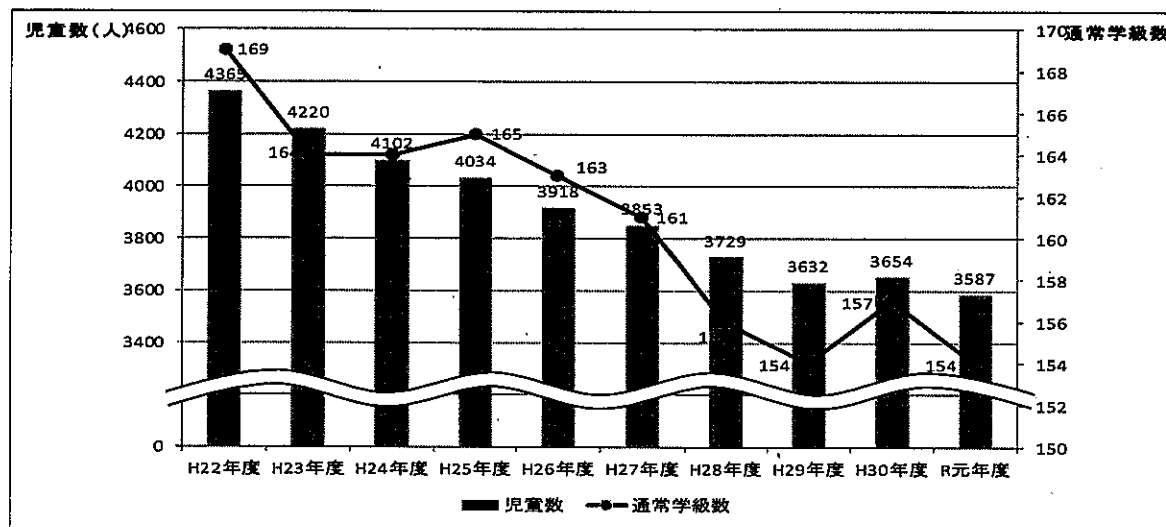
(3) 児童生徒数の人口推移

過去10年間(平成22年度～令和元年度)における児童生徒数の推移は、次のとおりです。

ア 小学校の児童数・通常学級数の推移

市内の小学校16校の児童数は、令和元年度は3,587人で、平成22年度から約800人減少しています。それに伴い、学級数も減少しています。令和元年度の通常学級数は154学級で、平成22年度から15学級減少しています。

図表3 小学校の児童数・通常学級数の推移

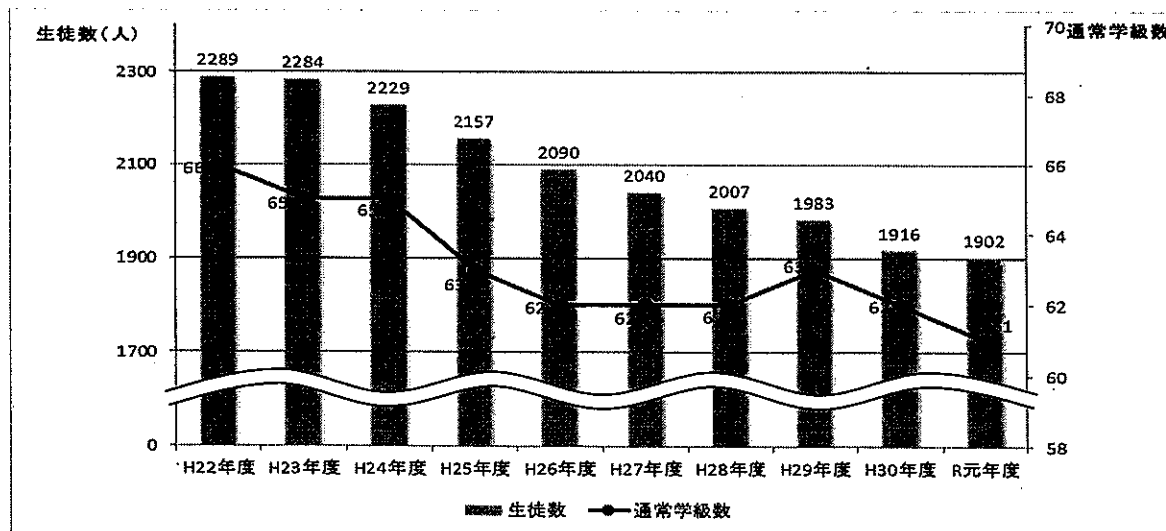


(児童生徒数、学級数は各年度「学校基本調査」による)

イ 中学校の生徒数・通常学級数の推移

市内の中学校8校の生徒数は、令和元年度は1,902人で、平成22年度からは約400人減少しています。それに伴い、学級数も減少しています。令和元年度の通常学級数は61学級で、平成22年度からは5学級減少しています。

図表4 中学校の生徒数・通常学級数の推移



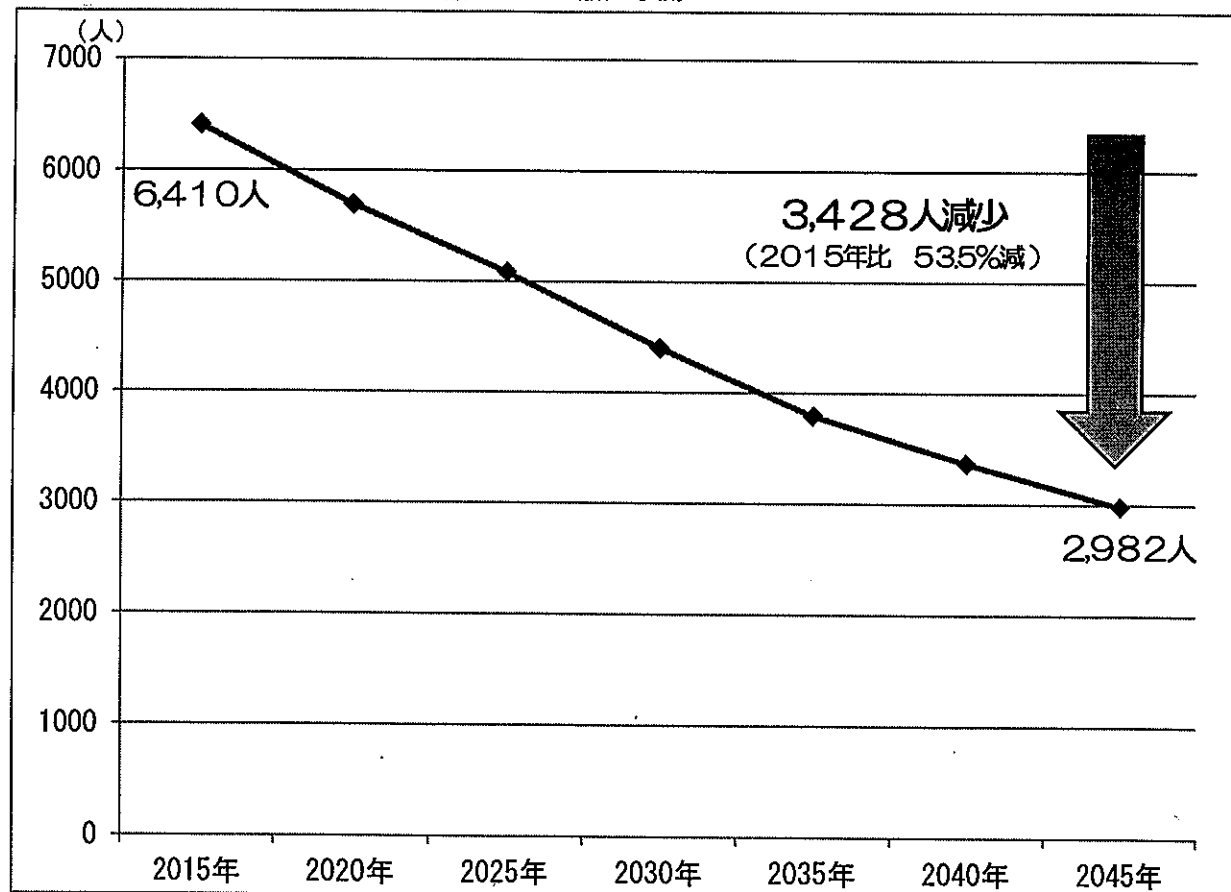
(児童生徒数、学級数は各年度「学校基本調査」による)

2 三木市の子どもの人口予測

国立社会保障・人口問題研究所が発表した最新の人口推計（2018年3月30日現在）によると、三木市の子ども（5歳から14歳）の人口は、2015年に6,410人であったものが、今から26年後の2045年には、2,982人になると予想されています。2015年と比較すると、30年間で約54%が減少することになります。

今後、人口減少を緩やかにする様々な施策等により、多少の変動は予想されるものの、子どもの減少に対応した学びの環境を整備していく必要性は依然として大きいものと考えます。

図表5 三木市の子ども（5歳から14歳）人口予測



年度	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
人	6410	5694	5088	4405	3794	3368	2982

（国立社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年3月推計））

第2章 国の学校規模・学校配置の基本的な考え方

(参考:「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」平成27年1月文部科学省作成)

1 国や法令等による適正規模の考え方

(1) 学級数の標準

学校においては、一定規模の集団があることで、子ども同士で多様な考え方に触れたり、共に協力して活動したりする中で、確かな学力、豊かな人間性や社会性が育まれることが期待され、合唱やチーム対抗による競技が支障なく実施できるなど、ねらいとする教育効果が期待できます。また、複数の学級があることによってクラス替えが経験でき、新たな出会いが生まれ、集団活動が活性化します。

このほか、適正な学級数を確保することにより、教職員においても経験年数や男女比等に配慮した配置が可能となります。多くの教職員が子どもたちの学びを支援することができ、複数の目によって多面的に児童生徒を理解することができます。これらのことから、国では学校規模の標準を、小学校、中学校ともに12学級から18学級と法律で定めています(※1)。

(2) 小規模校の影響

国の標準規模を下回る場合であっても、児童生徒同士の人間関係等に配慮した学級編成が可能です。が、小学校で11学級以下、中学校で5学級以下になると、全学年でのクラス替えが不可能となり、教育活動への制約が生じる可能性があります。

小学校で6学級、中学校で3学級となる場合は、統合も含め、教育環境のあり方や適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があります。

小規模校では、教職員が児童生徒一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握できるため、きめ細かに個別指導を行うことができます。また、児童生徒が意見や感想の発表などの自己表現をする場面を多く設定できるなどのメリットがあります。しかし、その一方で、次のようなデメリットがあると考えられます。

- ・ クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ・ 人間関係に配慮したクラス編成やクラス替えによる新たな集団形成ができない。
- ・ 体育の球技や音楽の合唱など、集団学習の実施に制約が生じる。
- ・ 班活動やグループ分け、協働的な学習に制約が生じる。

また、学級数が少なくなることで、配置される教職員数が少なくなるため、次のような問題が生じ、教育活動に制約が起こることがあると考えられます。

- ・ 児童生徒に対して、多くの教職員による多面的な評価や支援がしにくくなる可能性がある。
- ・ 免許外指導の教科が生まれ、教職員がそれぞれの専門性を活用した教育を行えない可能性がある。

※1【学校教育法施行規則第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のある時には、この限りではない。(第79条で中学校に準用)

(3) 過小規模校の影響

学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位ですが、1学級当たりの人数が10人に満たない場合から40人まで様々です。学級内の児童・生徒数が極端に少なくなると、固定化された人間関係の中で、多様な発言が引き出しにくくなるなど、授業展開に影響を及ぼすことも考えられます。特に複式学級となる場合は、2学年が1学級となることへの配慮などの課題が生じるため、速やかに学校統合に向けた検討をする必要があります。

(4) 望ましい学級数の考え方

小規模校における様々な課題を踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まずは複式学級を解消するため、1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要になります。クラス替えや、学習活動の特質に応じた学級を超えた集団の編成、同学年への複数の教員の配置をするためには、1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいと考えられます。

中学校についても、全学年でのクラス替えや、柔軟な学習集団を編成、同学年への複数教員の配置をするためには、小学校と同様1学年2学級以上（6学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

2 国や法令等による適正配置（通学条件）の考え方

学校の配置については、児童生徒の通学条件を考慮する必要があります。学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の通学に関する負担や安全に配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

(1) 通学距離による考え方

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫補助の対象となる学校統合の条件として定めている（※2）ことから、通学条件をこの通学距離で捉えることが一般的となっています。

(2) 通学時間による考え方

通学バスやその他の交通機関を導入する事例が増えており、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定することが実態にそぐわないケースが増えています。通学時間の観点から見た、各市町村の状況調査によると、おおむね1時間以内と設定している事例が多いことが明らかになりました。

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学のデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村で地域の実情や児童生徒の実態に応じて適切に判断することが求められます。

※2 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号

3 統合等により期待される効果（過去の統合事例から）

統合等による学校規模の適正化を進めることにより、次のような効果が期待されます。

(1) 児童生徒の学習上の効果

集団が大きくなったことによって、授業が活性化し、児童生徒が多様な意見や考え方に触れられるようになることが期待できます。良い意味での競い合いも生まれ、向上心が高まり、切磋琢磨する環境の中で、学力や学習意欲が向上したという事例が報告されています。

(2) 児童生徒の生活上の効果

クラス替えが可能となり、それを契機として、児童生徒が意欲を新たに学校生活を送るようになることが期待できます。その中で、新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができます。友だちが増え、社会性やコミュニケーション能力が高まったという事例が報告されています。また、集団遊びが成立するようになり、休憩時間や放課後での外遊びの機会が増え、学校が楽しいと答える子どもが増えたという報告もあります。

(3) 指導体制・方法上の効果

より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになることが期待できます。授業におけるグループ学習や班活動が多様になり、授業が活性化したという事例が報告されています。また、教職員が協力して指導に当たる意識や、教職員同士が互いの良さを取り入れる意識が高まったという報告もあります。

4 学校規模適正化に係る配慮について

(1) 教育的な観点

学校の役割として、教科等の知識、技能の習得だけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、判断力や問題解決力等の生きる力や社会性、規範意識を身に付けさせることが重要となります。そのためには、一定規模の児童生徒の集団が確保され、多様でバランスのとれた教職員の配置が望まれています。このようなことから、一定の学校規模を確保する必要があります。

これからの時代に求められる教育内容や指導方法の方向性を勘案し、現在の学校にどのような課題があるかを分析した上で、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の可否について考える必要があります。

(2) 地域コミュニティとの関係性

学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域コミュニティの核としての性格を有することが多く、防災や交流の場等の機能を併せ持っています。未来の地域の担い手を育む場でもあり、地域と切り離して考えることはできません。

そこで、児童生徒や保護者、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、地域とともにある学校づくりの視点を大切にして議論を進めていくことが大切です。

第3章 三木市における学校規模・学校配置の考え方

1 学校再編の基本的な考え方

平成30年5月に開催した総合教育会議において、次の内容が確認されました。この考え方に沿って、学校再編に係る取組を進めていきます。

- (1) 子どもを中心に据えて考える。
- (2) 小学校も含めて、三木市全体で考える。
- (3) 一定の集団規模（1学年2学級以上）を確保するよう努める。
- (4) 喫緊の課題（志染中校区、星陽中校区、吉川中学校区）には、早急に取り組む。
- (5) 保護者、地域のご意見をお聴きし、理解と協力を得ながら進める。

2 三木市のめざす適正規模、適正配置

(1) 適正規模

小学校、中学校ともに、国の示す標準である12学級から18学級を念頭に、一定の集団規模（1学年2学級以上）を確保することをめざします。

ア 地域によっては、統合を実施したとしても、1学年2学級以上の規模が確保できないことも考えられるが、現在の1学級当たり10人前後という小さな規模の学級ではなくなり、学級内において多様な関係性が生まれることが期待される。

イ 市が指定した特色ある教育を実施する学校（小規模の学校）に、市内の他の校区からの通学を認める「小規模特認校制度」（P16を参照）について、導入に向けた研究を進める。

ウ 小中一貫教育を行う学校については、小中が一体的に教育活動を展開していくため、学校規模等については、今後の三木市の児童・生徒数の予測等を勘案しながら、研究を進めていく。

(2) 適正配置（通学条件）

学校の適正な配置については、通学における児童生徒の負担や安全、地域の実態を踏まえ、適切な通学条件等を考慮して決定する必要があると考えます。

ア 国の通学に関する考え方

通学距離としては、小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内、通学時間としては、小中学校ともにおおむね1時間以内を、おおよその目安としている。

イ 統合に際しての三木市の通学に関する考え方

- ① 小学校の通学距離については、おおむね4km未満は徒歩、おおむね4km以上は通学バスによるものとする。通学時間については、おおむね1時間以内とする。
- ② 中学校の通学距離については、おおむね6km未満は徒歩又は自転車（自転車通学の基準は、各校で定める）、おおむね6km以上は通学バス又は自転車によるものとする。通学時間については、おおむね1時間以内とする。
- ③ 上記①及び②にかかわらず、通学路の安全や地形など、地域の諸条件を考慮し、通学方法を決定する。また、特別な支援を必要とする児童生徒など、特別な事情については、それぞれの状況を勘案して別途決定する。

3 三木市の学校の現状

(1) 小学校

(令和元年5月1日現在)

過小規模校	小規模校		適正規模校(標準規模)
5学級以下 複式あり	6学級 各学年1学級	7～11学級	12～18学級 (国の標準は12～18学級)
豊地小 上吉川小 みなぎ台小	志染小 口吉川小 中吉川小 東吉川小	なし	三樹小 平田小 三木小 別所小 緑が丘小 緑が丘東小 自由が丘小 自由が丘東小 広野小

※過小規模校とは複式学級が存在する学校規模、小規模校とはクラス替えができない学年がある学校規模を表す。

※適正規模校(標準規模)とは国の示す学級数の標準に基づき、三木市が適正であるとする規模を表す。

(2) 中学校

(令和元年5月1日現在)

過小規模校	小規模校		適正規模校(標準規模)
2学級以下	3学級 各学年1学級	4～5学級	6～18学級 (国の標準は12～18学級)
なし	志染中 星陽中	吉川中	三木中 三木東中 別所中 緑が丘中 自由が丘中

※過小規模校とは複式学級が存在する学校規模、小規模校とはクラス替えができない学年がある学校規模を表す。

※適正規模校(標準規模)とは国の示す学級数の標準に基づき、三木市が適正であるとする規模を表す。

4 喫緊の課題への対応

(1) 志染中学校

ア 統合校・統合時期

志染中学校は、令和3年度に緑が丘中学校と統合する。

イ 統合校・統合時期の根拠

- ① 統合校として緑が丘中学校と自由が丘中学校のいずれにするか、保護者や地域の方の意見は統一されていなかったが、緑が丘中学校は、地理的に東西に長い志染地区のほぼ中間点に位置することから、統合校は緑が丘中学校とする。
- ② 志染地区の方の生活圏は、自由が丘よりも緑が丘、青山との意見があった。
- ③ 統合時期については、一定の準備期間は必要であるが、生徒数減少が顕著であり、早急な対応を要する。

図表6 校区内に在住する子どもの人口

(単位：人)

満年齢	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才	12才	13才	14才
学年						小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
志染校区	7	11	10	11	9	6	10	12	10	15	7	19	16	12
緑が丘校区	92	99	110	103	143	117	132	131	128	120	106	140	114	147
合計	99	110	120	114	152	123	142	143	138	135	113	159	130	159

(2019年4月1日現在の住民基本台帳から)

(2) 星陽中学校

ア 統合校・統合時期

- ① 星陽中学校の「細川地区」は、令和4年度に三木中学校と統合する。
- ② 星陽中学校の「口吉川地区」は、令和4年度の統合に向け、統合校を決定する。
統合校については、学校再編検討会議の提言を待つこととする。
→星陽中学校は、令和4年度に三木中学校と統合する。(令和2年2月18日改定)

イ 統合校・統合時期の根拠

- ① 細川地区は、保護者、地域ともに、三木中学校との統合を望んでいるため、統合校を三木中学校とする。
- ② 口吉川地区は、保護者や地域の方の意見の集約に時間を要するため、学校再編検討会議の提言を待つこととする。
→口吉川地区は、保護者、地域ともに、三木中学校との統合を望んでいるため、統合校を三木中学校とする。(令和2年2月18日改定)
- ③ 統合時期については、星陽中学校は細川地区と口吉川地区で構成されているため、一定の準備期間を要する。

図表7 校区内に在住する子どもの人口

(単位：人)

満年齢	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才	12才	13才	14才
学年						小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
細川地区	7	9	10	8	7	7	12	9	5	9	9	10	13	8
口吉川地区	3	4	11	8	8	16	8	16	15	12	10	8	10	7
三木中校区	140	156	132	140	127	149	145	113	102	131	130	131	120	113
合計	150	169	153	156	142	172	165	138	122	152	149	149	143	128

(2019年4月1日現在の住民基本台帳から)

(3) 吉川4小学校

ア 統合校・統合時期

- ① 吉川の4小学校は、みなぎ台小学校に集約し、中吉川小学校、上吉川小学校、みなぎ台小学校は、令和3年度に統合する。
- ② 東吉川小学校は、学校の存続を望む意見が多く寄せられたことから、保護者や地域の方のご意見をお聴きしながら、令和4年度以降のできるだけ早い時期に統合する。

⇒東吉川小学校は、令和4年度に吉川小学校と統合する。(令和3年1月20日改定)

イ 統合校・統合時期の根拠

- ① 児童数、教室数、建築年度等を勘案し、みなぎ台小学校に他の3小学校を集約して統合することが妥当である
- ② 統合時期については、一定の準備期間は必要であるが、複式学級化が進んでいる学校もあり、早急な対応を要する。

図表8 校区内に在住する子どもの人口

(単位：人)

満年齢	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才	11才
学年						小1	小2	小3	小4	小5	小6
中吉川校区	10	10	8	11	13	6	13	11	15	16	15
上吉川校区	6	3	8	6	7	6	9	4	6	4	7
みなぎ台校区	10	8	4	15	8	6	10	10	7	15	11
3校合計	26	21	20	32	28	18	32	25	28	35	33

東吉川校区	9	7	8	12	9	10	9	6	16	11	11
4校合計	35	28	28	44	37	28	41	31	44	46	44

(2019年4月1日現在の住民基本台帳から)

(4) 統合実施計画表 (令和3年1月20日改定)

年度	令和元年				令和2年				令和3年				令和4年				令和5年			
学校名	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
志染中																				
星陽中																				
中吉川小																				
上吉川小																				
みなぎ台小																				
東吉川小																				

第4章 小中一貫教育の導入及び推進

1 国の小中一貫教育の考え方

(参考：「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」平成28年12月文部科学省作成)

(1) 小中一貫教育とは

小中一貫教育とは、小学校及び中学校が、9年間を見通してめざす子どもの姿を共有し、小学校段階と中学校段階を一貫させた教育です。

小中一貫教育の中核となるのは、9年間を見通して、系統性、連続性を確保した教育課程を編成、実施することです。9年をひとまとまりにした教育活動に取り組み、子どもたちの心と体、そして学力の伸張をめざすものです。

(2) 小中一貫教育が求められる背景・理由

平成18年に教育基本法が改正され、義務教育の目的が定められました。続く平成19年には学校教育法が改正され、義務教育の目標が規定されました。いずれも9年間を見通した形で新たに規定されました。これが小中一貫教育の実践が進められる一つの契機となり、これまで様々な先進事例が蓄積されています。

また、①小学校へ外国語教育が導入されるなどの教育内容や学習活動の量的・質的充実、②子どもの心身の発達の早期化、③小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不応適を起こす、いわゆる「中1ギャップ」の現象、④地域での集団遊びや年齢の離れた子ども同士の関わりや、大人とのコミュニケーションの減少等による社会性育成機能の強化の必要性等が、現在にも続く小中一貫教育が求められる背景や理由として挙げられます。

(3) 小中一貫教育の特徴

小中一貫教育では、小学校及び中学校が「めざす子どもの姿」を共有し、9年間を見通した教育課程を編成することで繋がりのある教育を行うことができ、学習指導上及び生徒指導上で大きな効果が期待されています。先進事例からも、様々な成果が報告されています。

ア 学習指導上の期待される効果及び成果

小中一貫教育を行う学校では、小学校及び中学校の教職員が、教科等の系統性に対する理解を深め、9年間を見通した教科指導を充実させることが期待できます。また、中学校の専門性を活用した指導を取り入れることにより、小学校での発展的な指導が充実したり、小学校でのきめ細かな指導技術を取り入れることにより、中学校の授業がより分かりやすくなったり、補充的な指導が充実したりすることなどが期待できます。先進事例からは、児童生徒の学習意欲や学力の向上などの成果が報告されています。

イ 生徒指導上の期待される効果及び成果

小中一貫教育を行う学校では、小学校での学級担任制の良さを中学校でも取り入れることができる一方、チームで取り組む中学校の生徒指導の手法を小学校でも取り入れることができます。また、小学校と中学校の教職員が相互に乗り入れること

により、不登校に繋がる様々な情報を共有したり、小学校時代の教師と子どもとの人間関係を基盤としたきめ細かな心のケアをしたりすることができると考えます。先進事例からは、不登校が減少したり、いわゆる「中1ギャップ」といわれる現象が緩和されたりするなどの成果が報告されています。

ウ 多様な異学年交流により期待される効果及び成果

小中一貫教育を行う学校では、多様な異学年交流を行うことにより、児童生徒の社会性やリーダーシップを育成したり、小学生の中学校生活に対する不安感を軽減させ、校種間のギャップの解消に繋がったり、多様な人間関係を構築したりすることができると考えます。先進事例からは、児童生徒の自己肯定感が高まり、友だちや下級生に優しくできる児童生徒が増えたなどの成果が報告されています。

2 三木市のめざす小中一貫教育

(1) 小中連携教育から小中一貫教育へ

ア 小中連携教育

小中連携教育とは、小学校及び中学校が情報交換や交流をすることを通して、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす教育です。

三木市では、平成20年度に「三木市小中連携教育在り方検討会」を設置しました。そして、平成21年度からは「三木市小中連携教育推進専門委員会」を設置し、全市的に小中連携教育を推進してきました。その中で、三木市がめざす小中連携教育は、「各中学校区で小・中学校が共通の課題やめざす児童生徒像に基づき、学習指導、生徒指導等で緊密な連携を図りながら協働し、9年間を見通した一貫性・連続性のある教育」と定義されています。

イ 小中一貫教育への移行

三木市では、上記の定義をもとに「小中連携三木モデル」を示し、8つの中学校区で、それぞれの実態に合わせた小中連携教育を推進してきました。学校行事や地域行事等での交流のみならず、小・中学校における児童生徒の相互理解の取組、特別の教科 道徳や外国語活動等の学習指導における連携等、様々な実践が蓄積されています。

今後は、これまでの三木市の小中連携教育の実践を基盤としながら、9年間を見通した「めざす子どもの姿」を小・中学校で共有し、その具現化に向けて小中一貫教育の研究を推進していきます。

(2) 施設一体型の小中一貫教育を行う学校づくり

ア 適正な学校規模

先進校視察を行う中で、小中一貫教育にとって適切な学校規模についてお聞きしたところ、大規模校の場合、期待された多様な学年による関わりを作り出すことが困難で、小中一貫教育の意義が失われる可能性があるとの指摘がありました。逆に小規模校の場合は、9年間の縦に長い人間関係を作り出すことで多様な関わりが保てるため、小規模のデメリットが軽減できる可能性があるとの意見がありました。

国は義務教育学校の学級数について、18学級以上27学級以下を標準とすると法律で定めています(※1)。これは、各学年2学級から3学級程度が小中一貫で教育を行う上で適していることと一般的には解されていますので、三木市においてもこの規模をめざします。

イ 学校の形態

小中一貫教育を行う学校には、小学校と中学校の独自性を残しつつ、9年間の系統性ある教育課程を編成し、学習活動や学校行事などを行う「小中一貫校」と小学校と中学校を完全に一体化させ、1年生から9年生まで、1つの教育理念で貫いた教育課程を1つの教職員集団が指導する「義務教育学校」の2つの形態があります。

小中一貫校は、あくまで独立した小学校と中学校が1つになって教育活動を行う学校という扱いですが、義務教育学校は、9年間の修業年限を持った法律(※2)に定められた学校となります。

今後も引き続き調査研究に取り組み、三木市の実態に合った学校のあり方について検討を進めます。

ウ 施設一体型の教育環境

これまで各地で取り組まれてきた小中一貫教育の大多数は、既存の校舎を利用し、小学校と中学校の施設が離れた「施設分離型」で行われてきたものでした。それぞれの教職員集団が、別々に組織された中での実践ですが、取組方次第では学習指導上、生徒指導上で良い成果を出している多くの先進事例の報告があります。

しかしながら、同じ敷地内に小学校と中学校の施設を設置する「施設一体型」の学校では、登下校に始まり、授業、行事など、様々な学校生活において多様な学年の児童生徒が関わりを持つことで、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を通じて「生き抜く力」をさらに育むことが期待できることから、三木市では「施設一体型」の小中一貫教育をめざします。

エ 再編時期の検討

三木市におきましては、国の標準である各学年が3学級程度になる時期が、施設一体型の小中一貫教育を行う学校への再編を行う1つのタイミングであると考えています。そのため、三木市における各学校区の子どもの人口の推移を見据え、「5つの校区に再編するイメージ図」を元に、小中一貫教育を行う学校への再編計画を立てる必要があります。

しかしながら、第1校区については、規模が小さい学校になることが予想されているため、できるだけ早い再編を実施し、小中一貫教育のメリットを最大限に活用した学校教育を行いたいと考えています。

※1【学校教育法施行規則第79条の3】

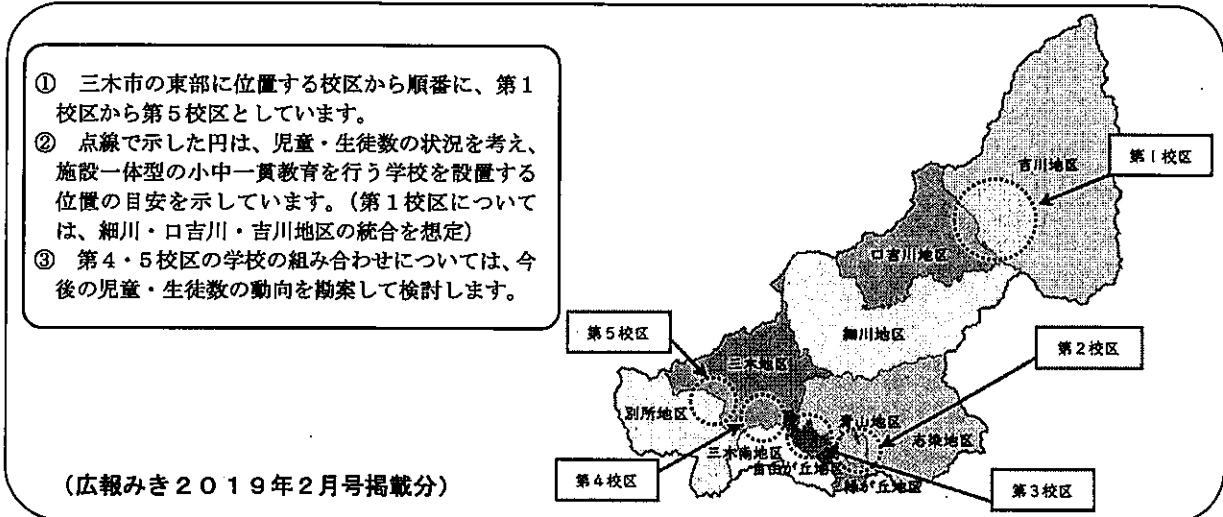
義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のある時には、この限りではない。

※2【学校教育法第1条】

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(3) 5つの校区に再編するイメージ図

次のイメージ図は、広報みき2019年2月号に掲載したものであり、施設一体型の小中一貫教育を行う学校を設置する位置については、学校再編に関する実施方針を踏まえ、今後、検討していきます。(令和2年2月18日改定)



3 その他の研究課題

(1) コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度を導入した学校)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に取り入れ、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

子どもたちの生きる力は、地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれていくものと考えます。また、地域や社会を支える子どもたちを育成するためにも、地域や社会との協働体制を構築していく必要があり、コミュニティ・スクールは、そのための有効な手段であると考えます。したがって、地域との連携・協働体制を確立するため、コミュニティ・スクールのあり方について研究し、実質的に地域と連携する学校づくりの導入を検討していく必要があると考えています。

(2) 小規模特認校

小規模特認校とは、従来の通学区域(校区)は残したままで、市が定める特定の学校について、通学区域に関係なく当該市内のどこからでも就学を認める制度です。

特色ある教育を推進している小規模特認校においては、きめ細かな教育活動を行うことによって、児童生徒に確かな学力や豊かな人間性を育むことが期待できます。また、校区外からの就学を認めて児童生徒数の増加を図ることで、より多様な人間関係が生まれ、授業や行事が活性化することで、教育の質を高めることが期待できます。

第1校区に設置を予定している学校については、引き続き小規模な学校であることが予想されるため、小中一貫教育の研究に加え、特色ある教育の実施についても研究を進め、小規模特認校制度の導入の検討を行う必要があると考えます。

おわりに 学校教育の将来を見据えて

三木市では、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備に向けた学校再編を、極端に小規模になった学校の統合と小中一貫教育を行う学校への再編の2つの段階に分けて進めていきたいと考えています。

このたび、実施方針として示した統合については、これから各統合校区単位で保護者、地域、学校、教育委員会の四者で構成する統合準備委員会において協議しながら、円滑な統合に向けて準備を進めてまいります。

10年から20年後の姿としてお示ししている、市内を5校区に再編する小中一貫教育を行う学校のイメージを基に、教育内容の研究や設置場所、設置時期などの検討を進めます。

三木市の学校が積み上げてきた小中連携教育の実践の成果を活用しながら、小中一貫教育を行う学校への再編の検討を行います。先進事例を参考とし、魅力ある小中一貫教育を創りあげていきたいと考えています。

とりわけ、第1校区の小中一貫教育を行う学校については、小規模校となることが予想されるため、小学校と中学校が一貫して教育を行うことの効果を最大限に生かし、できる限り早く設置に向けた検討を進めます。

今後、三木市の子ども人口の推移を見極めながら、学校再編に係る諸計画を立案してまいります。社会や三木市に様々な変化が起ころうとも、子どもを中心に据えた教育環境のあり方を最優先に、保護者や地域の皆様と共に取組を続けてまいります。

末尾となりますが、これまでの保護者や地域の皆様をはじめ、関係者の皆様のご支援に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年10月3日

三木市教育委員会

三木市の学校再編について 提言書

令和元年 8 月 22 日

三木市学校再編検討会議

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
1 喫緊の課題とする学校の統合について	・ ・ ・ ・ ・	2
2 三木市立学校の将来像（全体案）について	・ ・ ・ ・ ・	5
3 学校再編検討会議での協議経過	・ ・ ・ ・ ・	6
4 学校再編に向けての組織	・ ・ ・ ・ ・	10
5 三木市学校再編検討会議設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	12
6 三木市学校再編検討会議委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	14

はじめに

現行の三木市教育大綱には、「平成31年度まで、向こう5年間は統廃合を行い、ません。しかしながら、今後さらに児童生徒数の減少が予想されることから、次の更なる5年間に向けて、統廃合を含め、どのような学校の形態が児童生徒の教育に一番望ましいかを検討します。」と記されており、三木市では、小規模校のメリットを生かすことを基本としつつ、学校規模に応じた教育環境の充実に努めてきました。

その後、総合教育会議において、学校規模が1学年1クラスかつ全校生徒が100人未満の中学校が三木市には2校（志染中学校、星陽中学校）あり、授業や部活動において、生徒数が少ないゆえの様々な活動の制限があることから、望ましい学校の形態として、今後、統合を念頭に置いた取組の必要性があることが確認されました。

平成29年3月には、「三木市学校環境あり方検討会議（現学校再編検討会議）」が発足し、課題となっている志染中学校、星陽中学校について、保護者や地域の方の要望や子どもの健全な成長などの観点から、いつ、どのように学校の再編を行うべきかなど、将来の望ましい三木市の学校のあり方について協議しました。

その後、アンケート結果から抽出した課題を含め、総合教育会議において、小学校も含めた三木市全体で学校の再編を検討することが必要であるとされました。

このため、市内8中学校区で地域部会を発足し、保護者や地域の方の意見や考えをお聴きしたことに加え、地域からの要望書が提出されました。また、学校再編検討会議の中で、直接、保護者や地域の方の考えや思いを聴き取る機会も複数回重ねてまいりました。

地域や年齢層によって、考えや思いは様々であり、統合については、その考えや思いを統一することは非常に難しいものでした。しかしながら、8回の学校再編検討会議を重ねる中で、常に子どもたちの教育にとって、より良い教育環境を追及することを念頭に、保護者や地域の方のご意見をお聴きしながら慎重に協議を進め、この提言を導き出した次第です。

あわせて、将来の望ましい三木市の学校のあり方として、小中一貫教育についても、今後の研究課題も含め、いくつかの提言を盛り込んでいます。

なお、星陽中学校の口吉川地区については、保護者や地域の方の意見の集約に時間を要するため、附帯意見を付して、当会で審議を継続します。加えて、吉川の4小学校については、4校同時に統合することが教育上望ましいと考えるため、附帯意見を付することとします。

今後、三木市教育委員会では、具体的な統合や再編に向けた実施方針を作成し、統合に着手することになりますが、本提言を尊重いただくとともに、引き続き、子どもたちにとって望ましい教育とは何かを念頭に、保護者や地域の方、そして広く三木市民の方々の理解を得ながら進められることを期待します。

令和元年8月22日

三木市学校再編検討会議 会長 加 治 佐 哲 也

1 喫緊の課題とする学校の統合について

児童・生徒数の減少が著しく、喫緊の課題とする学校の統合については、これまでの保護者や地域の方との意見交換会、学校再編検討会議での意見聴取などの内容を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 志染中学校の統合

ア 統合校

志染中学校は、緑が丘中学校と統合する。

- 統合校として緑が丘中学校と自由が丘中学校のいずれにするか、保護者や地域の方の意見は統一されていないが、緑が丘中学校は、地理的に東西に長い志染地区のほぼ中間点に位置することから、統合校は緑が丘中学校とする。
- 志染地区の方の生活圏は、自由が丘よりも緑が丘、青山との意見があった。

イ 統合時期

志染中学校と緑が丘中学校との統合は、令和3年度に行う。

- 一定の準備期間は必要であるが、生徒数減少が顕著であり、早急な対応を要する。

(2) 星陽中学校の統合

ア 統合校

- ① 星陽中学校の「細川地区」は、三木中学校と統合する

- 細川地区は、保護者、地域ともに、三木中学校との統合を望んでいる。

- ② 星陽中学校の「口吉川地区」は、吉川中学校との統合を当会として提示したが、保護者や地域の方の意見の集約に時間を要するため、附帯意見を付して、当会で審議を継続する。

イ 統合時期

星陽中学校の統合は、令和4年度に行う。

- 星陽中学校は、細川地区と口吉川地区で構成されているため、一定の準備期間を要する。

【附帯意見】

星陽中学校は、細川地区と口吉川地区の生徒で構成しているため、口吉川地区においては、統合時期を遅らせることがないよう、保護者及び地域の方による協議を早急に進められることを望むものである。

(3) 吉川4小学校の統合

ア 統合校

吉川の4小学校は、みなぎ台小学校に集約し、統合する。

児童数、教室数、建築年度等を勘案し、みなぎ台小学校に他の3小学校を集約する。

イ 統合時期

- 中吉川小学校：令和3年度

一定の準備期間は必要であるが、早急な対応を要する。

- 上吉川小学校：令和3年度

複式学級化が進んでおり、早急な統合を実施する必要がある。

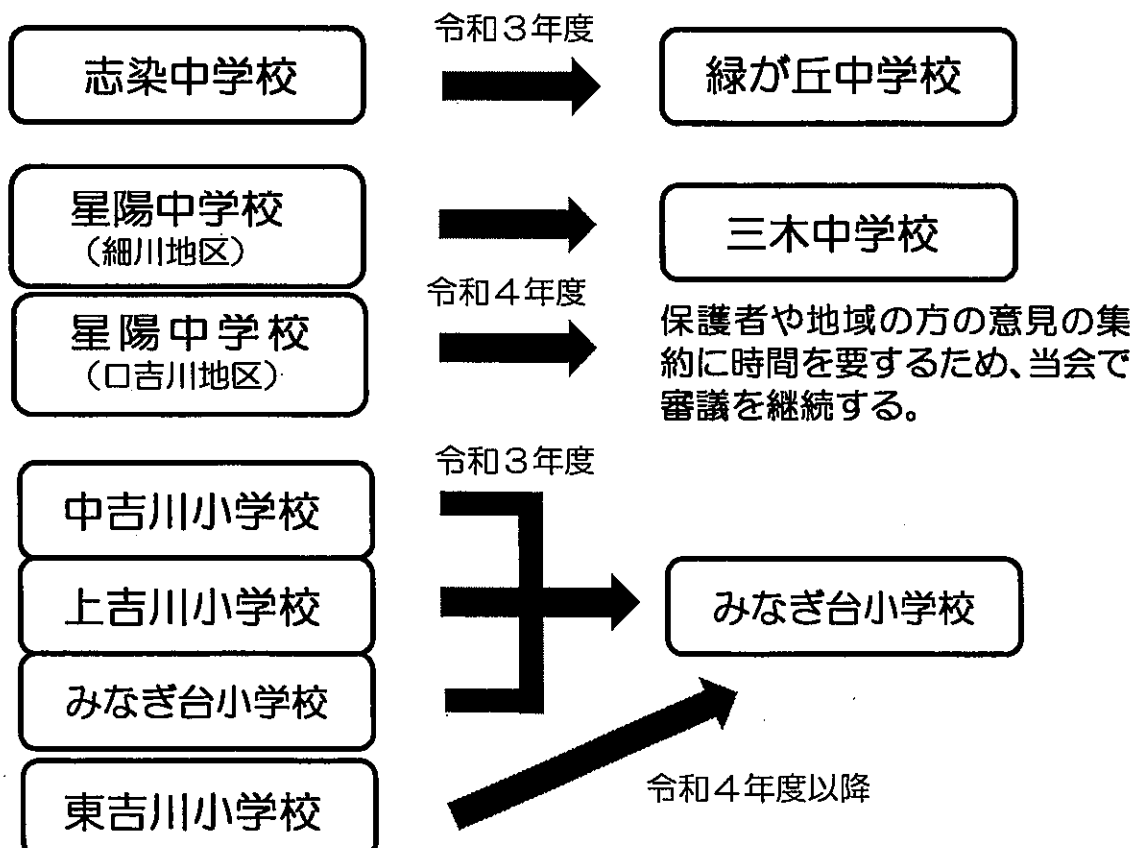
- 東吉川小学校：学校の存続を望む意見が多く寄せられたことから、保護者や地域の方のご意見をお聴きしながら、令和4年度以降に統合する。

【附帯意見】

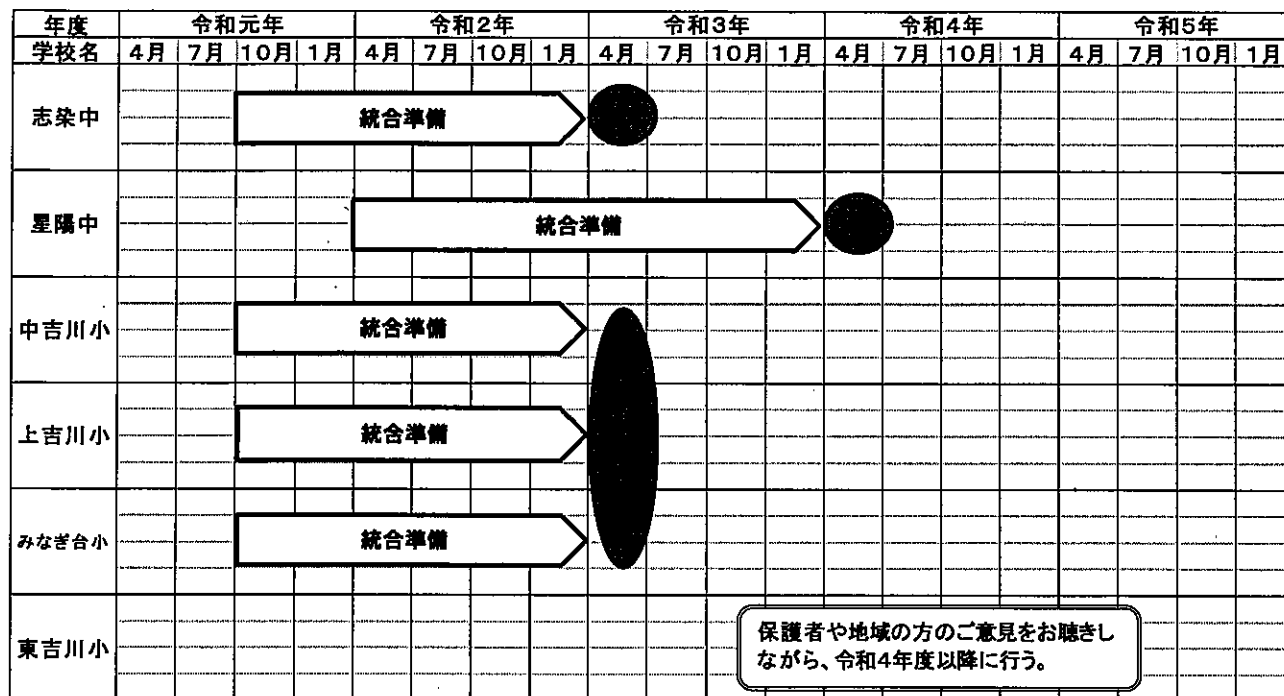
吉川の4小学校は、3校を先行して統合すると当会として提示したが、遅れて統合する1校の児童への影響を考慮すると、4校同時に統合することが望ましいと考える。

しかしながら、保護者や地域の方の思いを考慮し、東吉川小学校の統合時期を遅らせる提言となった。統合の時期については、保護者と地域の方で協議し、できるだけ早い時期に統合することを望むものである。

(4) 統合のまとめ



(5) 統合の実施計画



2 三木市立学校の将来像（全体案）について

【小中一貫教育】

社会が急速に変化し、予測が困難な時代にあっても、生き抜く力を育む教育を更に推進するため、異学年の児童生徒の関わりや9年間の継続した教育を行う小中一貫教育（小中一貫校や義務教育学校への再編）をめざすこと。

今後、先進的な取組を参考にしながら、研究を進め、小中一貫教育の方向性や指導体制を確立すること。

【教育内容】

学力の向上や人権教育を柱とした豊かな心の育成、少人数教育の実践をはじめ、三木市の学校教育がこれまで培ってきたことを継承しつつ、小中一貫教育の良さを最大限に活かした教育が推進できるよう研究を進めること。

複数の地域からなる新たな校区が生まれるため、地域社会との関わり方などについて研究を進めること。

【学校の設置】

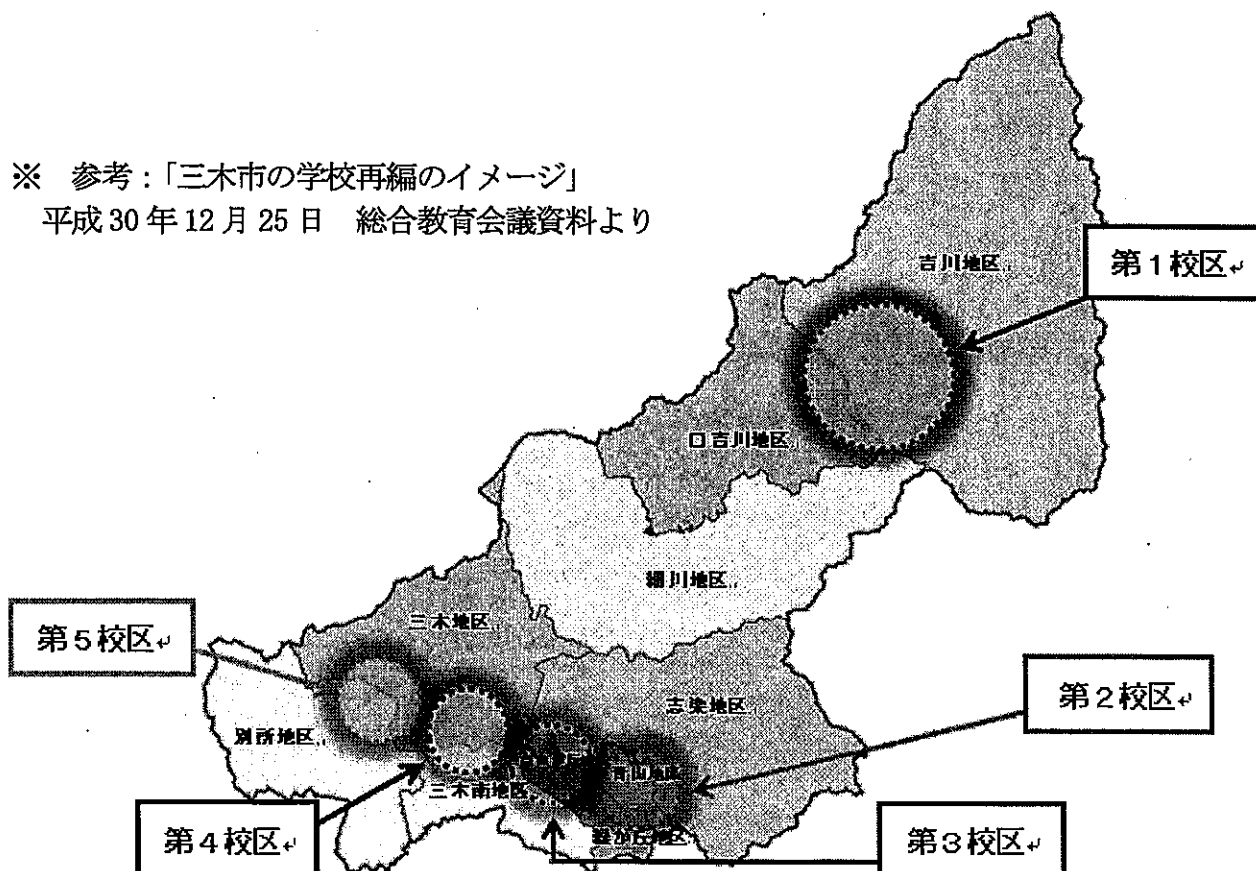
児童・生徒数の変動について定期的に推計を行い、10年から20年後の姿として先に示された「三木市の学校再編のイメージ」を元に、小中一貫教育を行う学校の設置時期や設置位置などを検討していくこと。

【保護者、地域への説明】

再編の過程において、小中一貫教育に係る研究の成果や学校再編の進捗状況について、保護者や地域の方などに丁寧に説明を行うこと。

※ 参考：「三木市の学校再編のイメージ」

平成30年12月25日 総合教育会議資料より



3 学校再編検討会議での協議経過

第1回 (平成29年3月17日)

協議内容	・委員の委嘱、会長、副会長の選出、検討会議の位置づけ ・三木市がめざす教育の方向性について
方向性・主な意見	○三木市の子どもの学力と学力向上の取組について協議し、家庭学習のあり方にも言及した。 ○アンケート実施の方向性について協議を行った。 ○小規模校のメリット、デメリットについて整理した。 ○部活動などで制限があることやデメリットを克服する方策などについて

第2回 (平成29年5月26日)

協議内容	・アンケートの実施方法について ・今後のスケジュールについて
方向性・主な意見	○設問ごとに検討を行い、設問数、内容、レイアウトなどについて、より実態を把握できるよう修正すべき点について協議した。 ○学校は残したいが、残しても問題が多いと感じ、その狭間で苦しんでいる保護者の複雑な思いを理解して文言を整理した。 ○子どもたちのことを考え、大人が責任を持った判断をするため、今後も議論を進めていく。

第3回 (平成30年7月18日)

協議内容	・学校環境あり方検討会議から学校再編検討会議への名称の変更 ・総合教育会議が示した、学校再編の方向性や喫緊の課題としている学校の課題について
方向性・主な意見	○今後は、将来の子どもの数の推計を基に議論を進めていく。 ○地域の特性や子どもの心理面も考慮し、小中一貫校への再編を見据え、小学校についても再編を検討する。 ○「小学校も含める」という取組の方向の変更点については、保護者、地域に対して丁寧な説明が必要である。

第4回 (平成30年11月5日)

協議内容	・地域部会（8中学校区 計11回）及び地域、保護者向け意見交換会等の実施状況説明 ・三木市の学齢期の子ども人口予測、吉川地域における学校施設の状況
------	--

方向性・ 主な意見	○志染中学校、星陽中学校については、スピード感をもって進める。 それぞれの「統合先」については、地域と意見交換をしながら進める。 学校選択、段階的な統合（学年ごとの移行）の可能性なども検討する。 ○吉川4小学校の統合については、現状での教室数等を考えると、みなぎ台小学校が妥当である。 ○小学校と中学校は取組の早さを分けて考える。喫緊の中学校の課題を先に取り組む。（吉川の4小学校を除く） ○小中一貫校に再編の後、義務教育学校に再編していく流れは、違和感が無く、国としても進めているところである。 ○全体像については、地域や保護者の方が、より考えが深められる具体案をいくつか作成する。その上で内容を説明し、意見交換する。 ○通学方法について、費用負担や多様な通学方法について、地域の意見をお聴きしながら通学方法を検討する。
--------------	---

第5回 （平成31年1月18日）

協議内容	・子どもに求められる学びについて ・小中一貫教育が求められる要因及び三木市の学校再編のイメージ ・喫緊の課題とする学校区の保護者及び地域の代表者からの意見聴取
方向性・ 主な意見	○地域に学校を残したい気持ちは理解できるが、より小規模になる分校について、子どもたちへの教育の観点からは望ましくない。 ○子どもたちの交流の様子や多様性の中から出てくるアイデアなどから子どもの育ちを感じることが多い。 ○育てたい子ども像を持ち、変化への対応と不易な部分も大切にする。 ○全国的には、小中一貫校や義務教育学校が確実に増えており、将来的には主流になる。 ○吉川4小学校はスピード感をもって取り組む必要がある。

第6回 （平成31年 2月22日）

協議内容	・三木市の小中連携教育の現状 ・統合に向けての課題の検討（志染中学校、星陽中学校、吉川4小学校） ・通学方法について ・小中一貫教育の基礎（神戸大学山下准教授からの説明）
方向性・ 主な意見	○小学校6年生の担任は、小中連携を意識した指導を行っている。 ○9年間の人間関係の中で、年長者として自覚することで節度が保たれるかもしれない。 ○複式学級になる学校が出てくることが分かっているのに、手立てをしないというのは理解ができない。 ○学校が減ると教職員の数が減る。その調整は苦労が予想される。 ○こういった基準でスクールバスを走らせるのかなど、今後通学方法を検

	討しなければならない。 ○スケジュール案では、平成31年度末に実施方針の素案を出すとしていたが、統合や統合時期など、もう少し具体的な内容について議論する必要があるため、方針の素案（提言案）を示す時期を延期する。
--	---

第7回 （平成31年4月25日）

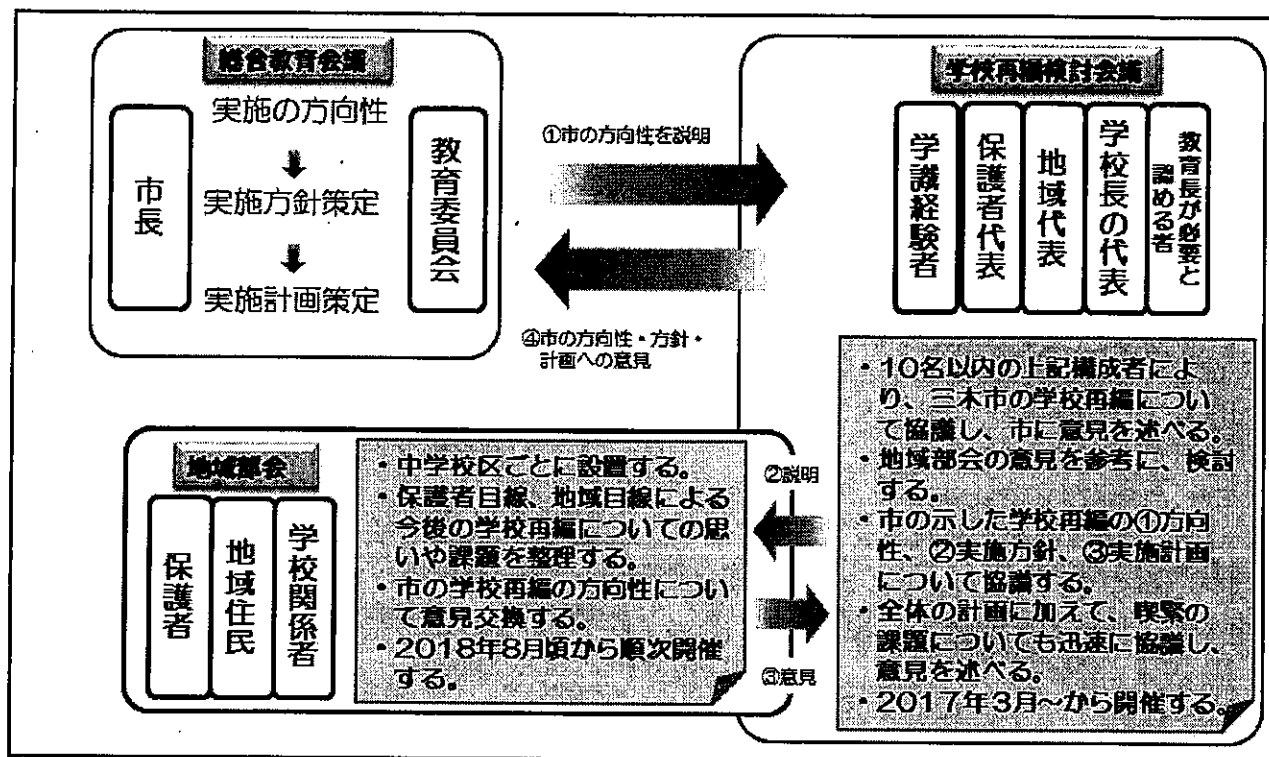
協議内容	・校区別人口予想及び学校規模の試案 ・喫緊の課題とする学校区の保護者及び地域の代表者からの意見聴取
方向性・主な意見	【志染地区】 ○地域の方は、中学校の統合はやむを得ないという方向に進みつつある。 ○保護者は、中学校の統合に前向きである。具体的な情報を示して欲しい。 【細川地区】 ○中学校の統合は、やむを得ないが小学校は残してほしい。中学校は三木中学校が良い。保護者、地域はまとまっている。 ○早く具体的な通学手段、心のケアについて示してもらい、再編時期を検討したい。 【口吉川地区】 ○第1校区の小中一貫校を三木のモデル校として示して欲しい。 ○口吉川小は分校として残したい。 ○具体的な説明（小中一貫）が無い中でどちらとも決め難い。 ○ふるさと（農村）文化の中に特色ある学校ができるならそれでも良い。 【吉川】 ○学校は地域の拠点だが、統合はやむを得ない。魅力や特色ある学校づくりを望む。 中吉川小 ○強い賛成反対の意思表示は無いが、統合はやむを得ない。緊迫感は低い。 ○幼稚園と中学校では4地域が1つになり、小学校は4つに分かれている。 東吉川小 ○保護者対象のアンケートを行った結果、存続を希望する方が多い。アンケート回答者中、約70%が東吉川を除く吉川3校の統合を容認している。アンケート回答者中、約65%が複式学級になるレベルを統合のタイミングと考えている。 ○実現可能なビジョンが知りたい。 上吉川小 ○完全複式になる可能性がある。統合はやむを得ない。 ○4校同時でなくてもよい。 みなぎ台小 ○統合はやむを得ない。 ○通学時、学校周辺の安全面への配慮が必要である。

第8回 (令和 元年 6月25日) : 提言(案)の提出

協議内容	・学校再編の実施方針に係る提言(案)について ・統合準備及び心のケア及び通学方法について
方向性・ 主な意見	実施方針に係る提言案について ○子どもの力を信じて、大人は何をすべきかを考えてこの提案を受け止めてほしい。 ○吸収統合ではなく、対等な立場での統合をめざす考えで進めて欲しい。 ○東吉川小だけが後から統合することには不安がある。一緒に統合する方が良いのではないか。 ○吉川のこども園で1つになり、小学校で分かれ、中学校でまた1つになるという流れは疑問だ。 ○(これまでの経緯から) 提言案は妥当だ。東吉川が遅れるのはどうかと思うが、地域の意見もあり、仕方がない。志染と緑が丘の両方を知っているが、子どもたちはすぐになじむだろう。 準備及び心のケア体制について ○心のケアで、カウンセリングウィークは良いと思う。他市でも、ハートフルウィークと称して、自由にどの先生にでも話しかけてみるような取り組みがある。 ○中学校の人間関係の構築は、部活動によるところが大きい。他校の生徒とでも、試合などを通して顔を合わす。 三木市立学校の将来像(全体案)について ○三木には小中連携教育の蓄積があるので、それを更に伸ばしてほしい。 ○小中一貫教育の推進では、流れが良く分かるように説明する必要がある。 ○全体像を進める時も、地域保護者と丁寧に進めて欲しい。 ○非常に難しい案件であった。50年後の三木に何が残せるか。いろんな大人に出会うこと。地域で育つことも大切。それをベースにオール三木で多様な出会いを育てる。時代を生き抜く力を子どもの身に付けることが大切である。

4 学校再編に向けての組織

(1) 検討組織図



(2) 地域部会等の開催状況

平成30年8月から平成31年1月まで、各中学校区において計14回の地域部会を実施し、保護者や地域の方のご意見をお聴きしました。また、地域からの要望書も頂きました。

加えて、説明会、意見交換会をはじめとした様々な場において、教育委員会事務局が聴取したご意見や要望についても報告を受け、学校再編検討会議の協議を進めました。

地域部会・意見交換会・説明会等開催一覧

	地区名等	対 象	開催日
1	志染地区	保護者	平成30年7月9日
2	吉川地区	まちづくり協議会	平成30年7月24日
3	全地区	区長協議会連合会	平成30年8月2日
4	三木南地区	区長協議会	平成30年8月6日
5	自由が丘地区	区長協議会	平成30年8月8日
6	青山地区	区長協議会	平成30年8月16日
7	志染地区	まちづくり協議会	平成30年8月22日
8	吉川地区	区長協議会	平成30年8月25日
9	志染中校区	地域部会	平成30年8月30日
10	吉川地区	区長協議会	平成30年8月31日
11	星陽中校区	地域部会	平成30年9月3日
12	口吉川地区	市政懇談	平成30年9月20日

13	吉川地区	市政懇談	平成 30 年 9 月 22 日
14	口吉川地区	保護者・地域住民	平成 30 年 9 月 23 日
15	緑が丘地区	区長協議会	平成 30 年 9 月 25 日
16	細川地区	保護者・地域住民	平成 30 年 9 月 27 日
17	吉川中校区	地域部会	平成 30 年 9 月 28 日
18	星陽中校区	地域部会	平成 30 年 10 月 1 日
19	志染中校区	地域部会	平成 30 年 10 月 4 日
20	三木東中校区	地域部会	平成 30 年 10 月 10 日
21	三木中校区	地域部会	平成 30 年 10 月 11 日
22	別所地区	区長協議会	平成 30 年 10 月 12 日
23	緑が丘中校区	地域部会	平成 30 年 10 月 17 日
24	自由が丘中校区	地域部会	平成 30 年 10 月 18 日
25	吉川中校区	地域部会	平成 30 年 10 月 22 日
26	別所中校区	地域部会	平成 30 年 10 月 23 日
27	全地区	保護者（連合 PTA）	平成 30 年 10 月 24 日
28	三木地区	区長協議会	平成 30 年 11 月 9 日
29	志染地区	市政懇談	平成 30 年 11 月 16 日
30	志染地区	保護者	平成 30 年 11 月 22 日
31	細川地区	市政懇談	平成 30 年 11 月 27 日
32	志染地区	保護者・地域住民	平成 30 年 12 月 1 日
33	全地区	保護者（連合 PTA）	平成 30 年 12 月 14 日
34	志染中校区	地域部会	平成 30 年 12 月 19 日
35	吉川中校区	地域部会	平成 30 年 12 月 20 日
36	星陽中校区	地域部会	平成 31 年 1 月 7 日
37	全 校	教職員	平成 31 年 1 月 9 日
38	志染地区	就学前ご家族	平成 31 年 1 月 10 日
39	吉川地区	保護者・地域住民	平成 31 年 1 月 25 日
40	細川地区	保護者・地域住民	平成 31 年 3 月 12 日
41	細川地区	就学前ご家族	平成 31 年 3 月 12 日
42	志染・星陽中校区	保護者・地域住民 オープンスクール	平成 31 年 3 月 13 日、14 日
43	口吉川地区	保護者・地域住民	平成 31 年 3 月 14 日
44	口吉川地区	就学前ご家族	平成 31 年 3 月 14 日
45	志染地区	保護者・地域住民	平成 31 年 3 月 15 日
46	吉川地区	就学前ご家族	平成 31 年 3 月 16 日
47	吉川地区	保護者・地域住民	平成 31 年 3 月 18 日
48	志染中校区	保護者・地域住民	令和元年 7 月 23 日
49	上吉川小校区	保護者・地域住民	令和元年 7 月 25 日
50	口吉川地区	保護者・地域住民	令和元年 7 月 29 日
51	細川地区	保護者・地域住民	令和元年 7 月 30 日
52	みなぎ台小校区	保護者・地域住民	令和元年 7 月 31 日
53	中吉川小校区	保護者・地域住民	令和元年 8 月 2 日
54	東吉川小校区	保護者・地域住民	令和元年 8 月 5 日

三木市学校再編検討会議設置要綱

(設置)

第1条 三木市がめざす子どもを育成するために、地域や保護者等の意見を踏まえながら学校の教育環境について検討するため、三木市学校再編検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、三木市立小・中学校の学校再編に係る基本方針や実施計画等について検討し、教育委員会に提言する。

(委員)

第3条 検討会議は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員10名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表
- (3) 保護者代表
- (4) 学校長の代表
- (5) その他教育長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

(組織)

第5条 検討会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は検討会議を代表し、検討会議を主宰する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(地域部会)

第7条 会長は、当該地域からの意見を聴取するために必要と認めるときは、検討会議に諮り、地域部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、教育委員会教育振興部学校教育課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、検討会議に諮り、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年2月13日から施行する。

(協議会の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に招集される検討会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

三木市学校再編検討会議委員名簿

No.	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
1	兵庫教育大学 学長	加治佐 哲也	会長 学識経験者
2	神戸大学大学院 准教授	山下 晃一	副会長 学識経験者
3	三木市区長協議会連合会 会長	小山内 政子	地域代表
4	三木市区長協議会連合会 理事	神澤 廣美	地域代表
5	三木市連合PTA 元会長	安福 政明	保護者代表
6	三木市連合PTA 元副会長	黒井 俊光	保護者代表
7	三木市立平田小学校 校長	前田 信利	校長会代表
8	三木市立緑が丘中学校 校長	野口 博史	校長会代表

三木市の学校再編について

(星陽中学校の「口吉川地区」に関する提言書)

令和2年1月20日

三木市学校再編検討会議

星陽中学校「口吉川地区」の統合について

星陽中学校の「口吉川地区」は、令和元年6月25日付けで吉川中学校との統合を当会の案として提示しました。しかし、保護者や地域の方の意見は様々であり、集約に時間を要すると判断したため、8月22日付けの「提言書」では、星陽中学校の「口吉川地区」の統合校は示さず、審議を継続することとしました。

その後、口吉川地域において、意見交換会やアンケートによる意見聴取を実施し、令和元年12月13日付けで地域の総意として、「星陽中学校の統合先としては、三木中学校が望ましい。」という内容を盛り込んだ「学校再編に係る意見・要望」を三木市教育委員会に提出されました。

三木市学校再編検討会議は、保護者や地域の思いを尊重し、次のとおり提言します。

令和2年1月20日

三木市学校再編検討会議会長 加治佐 哲也

ア 統合校

星陽中学校の「口吉川地区」は、三木中学校と統合する。

イ 統合時期

星陽中学校の統合は、令和4年度に行う。



